

令和二年度第十三回(三月)

諫早市農業委員会総会

議事録

令和2年度諫早市農業委員会 第13回総会議事録

1 開催日時 令和3年3月26日(金) 開会 午後2時00分～閉会 午後3時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (17人)

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農業委員 1番 池田つや子 2番 久保 繁 3番 中尾貞治

4番 久本純造 5番 立森和富 6番 前田貞松

7番 中川一範 8番 松尾正晴 9番 長谷川 博

10番 山口勇満 11番 中島康範 12番 松本秀徳

13番 陣野昭則 14番 山口廣三 16番 周防克己

18番 野副栄治

4 欠席委員 (3人) 15番 澤久 進 17番 池田武弘 20番 山開博俊

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

第6号 地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件

第7号 農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段面積)設定の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農業用施設届出書受理の件

第5号 農地改良等届出書受理の件

第6号 非農地通知申出書受理の件

第7号 非農地通知書送付の件

第8号 農地法第32条に基づく利用意向調査の結果及び農地中間管理機構への
情報提供の件

7 その他

下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。4番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、1,034㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は9,638㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に10年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。5番、高来地区、高来町下与の農地1筆、970㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は7,283㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に60年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。6番、高来地区、高来町西平原の農地1筆、397㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は158,604.50㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されております。また、農業に35年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約2分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

議 長 議案第1号の説明がありました。1番・諫早地区は私の担当地区でありますので私の方で補足説明をさせていただきます。

委 員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、大根、キャベツ、玉ねぎを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番と3番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、ブロッコリーを栽培されると見込まれます。権利取得後におい

て周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、カボチャを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 2番と3番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、4番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、大根、ブロッコリー、柿を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 4番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、5番と6番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻、麦を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

- 議 長 5番と6番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、5番と6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- (議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。
 1番、小栗地区、小ヶ倉町の畑1筆、457㎡について、農業用施設用地、農業用資材置場とする転用申請で、区域区分は調整区域、農振白地となっており、農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請者ですが、小ヶ倉町で農業を営んでおり、コンテナやパレット置場等として利用するため農業用資材置場を整備する計画となっております。土地利用計画についてですが、切土及び盛土を最高0.4m施し、隣接地との間には緩衝地を約3m設けます。雨水排水については、自然流下で側溝へ放流します。隣接する農地はなく、資金については通帳の写しで確認しています。議案第2号については、以上となっております。
- 議 長 議案第2号の説明がありましたので、1番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- (議案第3号) 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。
 1番、諫早地区、福田町の田2筆計1、369㎡について、特定建築条件付土地6区画とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地の造成計画は盛土を最高3m施し、申請地周辺の一部にブロック擁壁を新たに設置することにより土砂流出等の被害発生がないようにします。雨水は自然流下で申請地内に新設する側溝へ放流し、汚水等については下水道へ接続する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明及び融

資証明で確認しています。また、都市計画法第29条第1項に基づく開発許可申請中です。

2番、小栗地区、小川町の畑1筆209㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。土地については造成を実施せず現状のまま利用し、既存の擁壁を補強して利用することにより被害の発生がないようにします。建物は木造2階建ての住宅を建築し、雨水については水路及び側溝へ、污水等については合併浄化槽へ通じて側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

3番、小野地区、赤崎町の田1筆517㎡について住宅用地とするもので農家住宅の拡張とする追認の申請です。契約内容は使用貸借権設定、永久で親子間による貸借となります。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については農地全体の広がりがある第1種農地に該当しますが、既存施設の拡張のため、不許可の例外に該当しております。本件ですが、平成12年頃から申請地の南側に住宅及び倉庫の敷地の一部が農地に越境した状態となっており、平成30年頃から農地転用の許可なく育苗施設を整備し利用しておりました。この度、農機具類を保管するための倉庫を増設しようとしたところ、このような事実が判明したため、転用許可申請に至ったものです。新たに設置する農業用倉庫については、木造平屋建てのものを建築し、雨水については既存の水路から側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しております。また、許可なく農地以外のものにしていたということで顛末書の提出がなされております。

4番、本野地区、本野町の畑1筆245㎡について、資材置場用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定、永久で貸渡人自らが役員を務める法人への貸借となります。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については水道・下水道の2管が通る道路に接し、かつ500m以内に2つ以上の公共施設及び公共的施設があるため第3種農地に該当しております。本件ですが、現在の資材置場が手狭になってきたことから新たな資材置場を確保するため転用申請を行うもので、申請地は盛土を最高0.5m、切土を最高0.5m施し、コンクリート擁壁を設けることにより、被害の発生が無いようにいたします。雨水については、自然流下で水路へ放流し、隣接する農地はなく、資金については通帳の写しで確認しています。

5番、長田地区、正久寺町の畑1筆469㎡に、併用地の山林360㎡を合わせた計829㎡を、産業廃棄物処理施設用地、中間処理施設とする転用申請で、追認の申請となるものです。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、平成12年頃から金属・ガラスくず、廃プラスチック類の産業廃棄物の中間処理施設として整備し、現在まで利用しております。この度、事業の規模拡大を検討してい

たところ、申請地が農地であることが判明したため転用許可申請に至ったものです。雨水について自然流下で道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しております。また、許可なく農地以外のものにしていたということで顛末書の提出がなされております。

6番、多良見地区、多良見町中里の田2筆 44㎡について、資材置場用地の拡張とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地区分は第2種農地に該当しております。本申請についてですが、譲受人は不動産業及び建設業を営んでおり、現在資材置場が不足していることから転用申請を行うものです。雨水について自然流下とし、造成はなく現状のまま利用します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しております。

7番、多良見地区、多良見町舟津の田1筆 592㎡について、農業用施設用地、農業用倉庫とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は使用貸借権設定、永久で貸渡人自らが役員を務める法人との貸借となります。農地区分は伊木力出張所から既ね300m以内にあるため第3種農地に該当しております。本申請についてですが、借受人は農業法人として主に多良見町内で農業を営んでおり、農機具を収納するための倉庫が不足していることから、転用申請を行うものです。雨水について自然流下で水路へ放流し、造成はなく現状のまま利用します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しております。

8番、森山地区、森山町唐比北の畑2筆 1,786㎡に、併用地の宅地46.38㎡と雑種地15㎡を合わせた計1,847.38㎡を、事業所用地、工場、作業所等とする転用申請で、追認の申請となるものです。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、平成8年頃から隣接地に建築してある工場を増築する形で整備しておりますが、農地転用許可が必要にもかかわらず、現在まで申請がなされず、今回申請に至ったものです。雨水については、自然流下で道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しております。また、許可なく農地以外のものにしていたということで顛末書の提出がなされております。

9番、飯盛地区、飯盛町古場の田1筆 676㎡について、事業所用地、倉庫、事務所等とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請者ですが、市内でサッシ業を営んでおりますが、地主から立ち退きを求められていることと現在の倉庫が手狭になったことから新たに事業所用地として整備し利用するものです。申請地についてですが、土地は現状のまま利用し、雨水については自然流下で道路側溝へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しております。

10番、高来地区、高来町峰の田2筆 計740㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地及び通路用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定、永久で親

子間による貸借となります。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については農地全体の広がりが10ha以上ある第1種農地に該当しますが、集落に接続する住宅の建築のため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、盛土を最高0.35m、切土を最高0.79m施し、法面保護及び緩衝地を設けることにより被害の発生が無いようにします。建物は木造平屋建ての住宅を建築し、雨水については溜柵から道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽へ通じて道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。議案第3号については以上です。

議長 議案第3号の説明がありました。1番・諫早地区は私の担当地区でありますので私の方で補足説明をさせていただきます。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、3番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 4番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、5番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 5番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、6番と7番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委 員 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 6番と7番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、6番と7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番と7番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、8番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 8番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、8番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、8番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、9番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 9番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、9番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、9番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、10番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 10番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、10番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、10番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題(議案第4号)

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。

1番、森山地区、森山町田尻の農地3筆、計1,321㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、ニラの生産を主体に経営されています。

2番、飯盛地区、飯盛町中山の農地2筆、計2,869㎡を、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

3番、高来地区、高来町泉の農地1筆、1,096㎡を、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、ニンニク、蕎麦の生産を主体に経営されています。

以上、1番から3番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各

要件を満たしています。以上で議案第4号の説明を終わります。

議長 議案第4号の説明がありました。1番から3番について、何かご質問はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から3番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から3番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第4,5号) 続きまして、関連がありますので、議案第4号の4番から17番、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号の4番から7番は借受人が同一の案件です。

議案第4号の4番、小野地区、小野町の農地1筆、1,393㎡、

議案第4号の5番、小野地区、小野町の農地1筆、433㎡、

議案第4号の6番、小野地区、小野町の農地1筆、344㎡、

議案第4号の7番、小野地区、小野町の農地1筆、4,156㎡、

計4筆、6,326㎡を、議案第5号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の8番、小野地区、黒崎町及び小野島町の農地4筆、計8,849㎡を、議案第5号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、アスパラガスの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の9番、小野地区、赤崎町の農地8筆、6,238㎡を、議案第5号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、玉ねぎ、冬瓜の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用につながります。

議案第4号の10番から12番は借受人が同一の案件です。

議案第4号の10番、森山地区、森山町慶師野の農地2筆、2,083㎡、

議案第4号の11番、森山地区、森山町慶師野の農地1筆、1,053㎡、

議案第4号の12番、森山地区、森山町本村の農地2筆、3,224㎡、

計5筆、6,360㎡を、議案第5号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の13番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、473㎡を、議案第5号の5番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設

定を受ける者は、馬鈴薯、人参、生姜の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の14番から17番は借受人が同一の案件です。

議案第4号の14番、小長井地区、小長井町井崎の農地2筆、2,776㎡、

議案第4号の15番、小長井地区、小長井町井崎の農地1筆、994㎡、

議案第4号の16番、小長井地区、小長井町井崎の農地2筆、1,869㎡、

議案第4号の17番、小長井地区、小長井町井崎の農地1筆、1,330㎡、

計6筆、6,969㎡を、議案第5号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、玉ねぎ、馬鈴薯、カボチャの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営を行うことに繋がります。

続きまして議案第5号の配分計画の変更について、説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区、飯盛町後田の農地5筆3,751㎡について、議案第5号の7番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。契約内容は賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年7か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区、飯盛町山口の農地12筆、23,830㎡について、議案第5号の7番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。契約内容は使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年7か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区、飯盛町山口の農地4筆、3,358㎡について、議案第5号の7番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。契約内容は使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年9か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、692㎡について、議案第5号の8番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、生姜、ソラマメの生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年7か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆、4,178㎡について、議案第5号の9番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受

ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。契約内容は賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年6か月となっています。

以上、第4号議案の4番から17番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第5号議案の1番から9番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議 長 議案第4号の4番から17番、また、議案第5号の1番から9番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第4号の4番から17番を許可し、議案第5号の1番から9番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号の4番から17番を許可し、議案第5号の1番から9番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次に、議案第6号「地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」を
(議案第6号) 議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号「地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」についてご説明いたします。

本案は、地籍調査課が地籍調査事業を実施した結果、農地等に係る登記地目の変更を予定している土地について、農業委員会の意見を求められているものです。

1番、真津山地区、久山町の市街化調整区域の土地366筆について、農地から農地以外への変更が339筆、農地地目の変更が17筆、農地以外から農地への変更が10筆予定されています。農地以外への地目変更が予定されているもので、公共事業等による許可不要案件以外で、転用履歴等が確認できなかったものについては、農地法の許可の確認が取れていないため、地籍調査課へ「一部の農地において農地法の手続き等を必要とする」と回答したいと思います。以上で説明を終わります。

議 長 議案第6号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、地籍調査事業による農地地目の変更については、「一部の農地において必要な手続き等を必要とする」と意見することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、地籍調査事業による農地地目の変更については、「一部の農地において必要な手続き等を必要とする」と意見することに決定いたします。

議 長 次に、議案第7号「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段面積）設定の件」
(議案第7号) を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段面積）設定の件」についてご説明いたします。

下限面積（別段面積）については、改正前の農地法では都道府県知事が地域の実情に応じて定めることができると規定されていましたが、平成21年12月施行の農地法改正により、各市町村の農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに規定する別段の面積を設定できることとなりました。本農業委員会においては、平成21年12月に別段面積の設定が行われました。その後、平成22年12月に農林水産省経営局長通知の「農業委員会の適正な事務実施について」が一部改正され、農業委員会は毎年別段面積の設定又は修正の必要性を検討することとされました。このことにより、令和3年度の下限面積（別段面積）の設定について提案するものです。提案内容は、令和2年度から設定面積の変更はなく、農地法施行令規則第17条第1項を適用するものとなっています。農地法施行規則第17条第1項第3号の規定により、定めようとする面積未満の農地を耕作している農家数が、総農家数の概ね百分の四十を下回らないように算定することとされています。算定した結果、昨年と比べ、設定面積未満の農家数の割合に大きな変化がなかったことから、令和3年度の別段面積の変更は行わない旨、提案いたします。

議長 議案第7号の説明がありました。何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 ご質問がないようですので、案のとおり別段面積を設定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議がないようですので、案のとおり別段面積を設定することに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

諫早・真津山地区から1件、諫早地区から2件、小野地区から2件、有喜地区から1件、森山地区から2件、飯盛地区から2件、高来地区から1件、合計11件の届出が出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

有喜地区から1件、本野地区から1件、飯盛地区から2件、合計4件の通知が出ています。解約理由としましては、すべて体調不良により耕作できなくなったためとなっております。

報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、真津山地区、小船越町の畑1筆、計529㎡を住宅用地にする届出がっております。

2番、真津山地区、小船越町の畑2筆、計406㎡を住宅用地にする届出が
あつております。

報告第4号「農業用施設届出書受理の件」について報告します。

1番、飯盛地区、飯盛町平古場の田1筆1,201㎡のうち190㎡に農業用倉
庫を設置する届出があつております。

報告第5号「農地改良等届出書受理の件」について報告します。

1番、諫早地区、本明町の田1筆、2,114㎡について、田畑転換を行う届出
があつております。こちらは新幹線工事用の事務所として一時転用許可を受けてお
り、もうすぐ転用期間が終了するため、田に復元するものですが、水稻栽培が難し
いことから田畑転換を行いまして生産性を高めるものとなっております。工事後は
青菜種を作付けする計画となっております。

2番、有喜地区、有喜町の畑1筆、649㎡について、畑地嵩上げを行う届出が
あつております。こちらは道路との高低差があり、傾斜が大きくなりつつあること
から畑地嵩上げを行いまして生産性を高めるものとなっております。工事後は馬鈴
薯、人参を作付けする計画となっております。

報告第6号「非農地通知申出届受理の件」について報告します。

真津山地区から1件、森山地区から1件、小長井地区から1件、合計3件の非農
地通知申出書を受受理いたしました。いずれも、山林・原野化しており、農振白地で
す。

報告第7号「非農地通知書送付の件」について報告します。

1番は、過年度に未通知となつていた本野地区、長田地区の2地区の540名に
対し、計1,012筆、974,151㎡の非農地通知書を送付いたしました。

2番は、令和2年度の利用状況調査分で諫早地区、小栗地区、小野地区、有喜地
区、真津山地区、本野地区、長田地区、多良見地区、森山地区、飯盛地区、高来地
区、小長井地区の220名に対し、計291筆、205,325㎡の非農地通知書
を送付いたしました。

合計760名、1,303筆、面積は117.9ヘクタールです。

報告第8号「令和2年度農地法第32条第1項に基づく利用意向調査及び農地中
間管理機構への情報提供の件」について報告します。

調査対象者数409名に対し、643筆、573,101㎡分の意向調査書を送
付しました。回答があつたものの内訳は、①農地中間管理事業の利用が209筆、
189,015㎡、②その他の権利の設定又は移転が2筆、1,288㎡、③自ら
耕作を再開が145筆、141,430㎡、④その他が24筆、16,389㎡の
回答を得ております。未回答が263筆、224,978㎡となっております。下
段の表には回答率を記載してありまして、利用意向調査対象者409名に対し、回
答者数244名で、回答率が59.7パーセントとなります。また、利用意向調査
対象筆数643筆に対し、回答筆数380筆で、回答率が59.1パーセントと
なつております。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

議 長 「なし」と言う者あり
なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。
議 長 以上をもちまして、本日提出されました案件は全て終了いたしました。
お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を
要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに
ご異議ありませんか。

議 長 「異議なし」と言う者あり
ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任
することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第 1 号	農地法第 3 条許可	6 件。
議案第 2 号	農地法第 4 条許可	1 件。
議案第 3 号	農地法第 5 条許可	10 件。
議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	17 件。
議案第 5 号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	9 件。
議案第 6 号	地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件	1 件。
議案第 7 号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積（別段面積） 設定の件	1 件。

以上、審議件数は、全部で 45 件でございました。
以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。
委員さん方から何かご質問等はありませんか。

議 長 「なし」と言う者あり
なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。
議 長 （事務連絡）
事務局 ありがとうございます。それでは、これをもちまして、令和 2 年度諫早市農業
委員会第 13 回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)